

奈良地方裁判所委員会・奈良家庭裁判所委員会 議事概要

1 日時

平成26年3月7日（金）13：30～16：30

2 場所

奈良地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（地裁委員）大澤英一，田村在也，松尾勇，水谷豊，中川博之，牧賢二

（家裁委員）一柳茂，香取泰行，河合衛，鈴木洋子，田村健吉，増尾朗，北岡秀晃，中川博之（兼務），西垣昭利

（事務局等）地裁 高田民事首席書記官，新出刑事首席書記官，小川主任書記官，上西主任書記官，秋田事務局長，森岡次長，濱松総務課長，塩見総務課課長補佐

家裁 野田首席家裁調査官，宮下家裁首席書記官，堀訟廷管理官，中辻事務局長

4 議事（□：委員長，○：委員，●：事務局等）

(1) 所長挨拶

(2) 地裁委員会委員長，家裁委員会委員長及び代理の指名

(3) 意見交換

ア 家庭裁判所委員会関係

テーマ「ドメスティックバイオレンスと家事調停の運営について」

・裁判所から，ドメスティックバイオレンスが問題となっている当事者に関わる家事調停の運営について説明し，意見交換を行った。

○ 調停等の申出に至るまでの暴力の内容として，顕著な傾向があればお教えいただきたい。また，家事調停委員も，当事者から攻撃的に迫られるような場面もあるかと思うが，実際にはどうなのか。

● 暴力の内容でよく聞くのは，やはり，殴る，蹴るといふのが多いと思う。暴力や暴言を受けていると主張している当事者の相手方が裁判所に来られたとき，実際には，暴力等をふるうような様子を見せないこともあるが，逆に，暴力等の事前情報がない当事者が，調停の席で感情的になって，攻撃的に話をされるといふこともある。

○ ドメスティックバイオレンスの概念について，家事調停に関するテーマで説明を受けた中では，ドメスティックバイオレンスとして夫婦間等の暴力等が挙げられていたが，小さい子に対する親の暴力というものは，ドメスティックバイオレンスに該当しないのか。

● 家事調停で，主として問題となるのは，夫婦間であるが，ドメスティックバイオレンスを受けていると主張をする妻が，自分の子どもにも暴力があったと主張するケースは，結構増えてきていると思う。さらに，物に当たることによって，相手方に対する暴力的な示威行為を行う者も多い。子どもがこれを目撃して，怯えること

もある。離婚調停には子どもは出頭しないが、子の親権者を決めるために行う家裁調査官の調査では、子どもの住んでいる家まで出向き、子の意思を慎重かつ丁寧に確認している。

- 成人に達した子が、親に対して行うドメスティックバイオレンスというのは、家庭裁判所が取り扱う何らかの事件として、事例はあるのか。また、その逆はあるのか。
- 親子間で暴力をやめさせたいという目的であれば、親族間の紛争調整という調停がある。調停のを通じて、親子間の暴力をやめさせることを働きかけるものがあるが、件数は少ない。暴力の内容としては、それほど重篤なものではないと思う。
- ドメスティックバイオレンスの定義に関するのだが、恋人や元配偶者からの暴力というのはあるのか。
- 家庭裁判所が扱う家事調停事件で、恋人間の調停というはないが、内縁関係にあると認められる場合には、内縁関係を調整する調停がある。また、元配偶者からの暴力については、離婚後の紛争調整調停というのがある。
- 夫婦間の暴力は昔から多かったと思うが、家事調停においてドメスティックバイオレンスが問題となり、当事者への配慮がなされ始めたのは、いつ頃からか。
- 以前から、暴力の恐れがある当事者については、別室調停を行ったりして、各庁、いろいろな工夫を行ってきたところである。
- かなり前から、暴力の恐れがある案件については、個別に対応してきた。しかし、組織的に様々な取決めをしたり、対応方法を整備し始めたのは、近年になってからである。ドメスティックバイオレンスが社会的な問題として認知されるに伴い、裁判所としても組織的に対応する方法を検討してきた。
- 家事調停を申し立てることによって、ドメスティックバイオレンスが、どれほど抑制されているのか。
- 家事調停事件では、離婚等が事件の対象であり、直接的に、暴力をやめさせる調停というのではない。例えば、夫婦間関係調整の調停の中で、夫婦関係を阻害している原因が暴力であるということが話題となり、調停での話合いの結果、副次的な効果として、暴力をやめるようになるということはある。
- ドメスティックバイオレンスから被害者を保護するという趣旨であれば、配偶者等からの暴力については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、地裁民事部が接近等禁止命令を発令し、警察と連携を図ることになるし、親子間の暴力であれば、民事保全法に基づく仮処分命令によって、被害者の保護が図られることになる。
- 家庭裁判所と地方裁判所が連携して動くことはあるのか。
- 相談に来庁された方に対し、どの手続が一番ふさわしいかという点も踏まえて、御説明させていただく。
- ドメスティックバイオレンスについて、広報として取り組んでいることはあるのか。
- 家事調停相談に来庁された方に対しては、相談の窓口で、調停を申し立てることによって暴力を受ける恐れがないかと質問されるが、裁判所での対応や配慮を丁寧に

に説明している。ただ、一般的な広報として、例えばウェブサイトに掲載するという
ことまではしていない。

なお、子ども家庭相談センターには、裁判所の対応や配慮について、情報提供し
ている。

- ドメスティックバイオレンスが問題となっているのは、何歳あたりの年齢層が多
いのか。また、10年前と変化があるのか。
- 年齢層別の資料は持ち合わせていない。実務的な感覚であるが、離婚調停の場合
を見てみると、特別多い年齢層というのではないと思う。高齢となってからの離婚調
停も多い。
- イメージでは、若い夫婦が多いと思った。
- もちろん、若い夫婦のケースもある。ただ、夫婦が高齢になって、急に暴力が始
まったというのは、少ないケースだと思う。
- 弁護士として、暴力が代理人に向かってくるということもしばしば聞くし、暴力
の情報がなかった当事者が豹変するということも聞くところである。弁護士として
は、配慮はしすぎてもちょうどくらいなのではないかと思う。
- 女性の社会進出、女性が経済的に自立したという背景から、事件数として、女性
から申出がある離婚調停は増えているのか。
- 申立人が男性か女性かの割合は統計を取っていないので不明である。実務の感覚
では、男性から離婚を申し立てるということは少なくない。その中には、妻の暴力
が原因で離婚調停を申し立てるというものもある。

イ 地方裁判所委員会関係

テーマ「労働審判制度について」

・裁判所から、労働審判制度について説明し、意見交換を行った。

- 労働審判員の任期は何年か。また、労働審判委員は、1年にどのくらい事件を担
当するのか。
- 任期は2年である。一人5件くらいの割合である。
- 労働者というのは、パートタイマーやアルバイトも含むのか。アルバイトも対象
であるなら、例えば高校生も申立てができるのか。
- パートタイマーやアルバイトであっても申立てはできる。未成年の場合には、親
権者が法定代理人となって申し立てることとなる。
- セクハラ、パワハラの場合の申立ては、どのようになるのか。また、どのような
解決方法が示されるのか。
- 例えば、セクハラやパワハラによる損害賠償を求める申立てがあり、金銭の支払
いにより解決する。
- そのようなセクハラ等の事案は、事件数としては多いのか。
- それほど多くはない。辞めた後に損害賠償を請求する事案が多い。
- 何が正義であるかは様々な考え方があるだろうから、手こずる事案もあると思う。
解決に手こずった事例があれば教えてほしい。
- 奈良では事件を担当する裁判官が5人、労働審判委員が14人おり、労働審判委

員会の構成としては、それらを組み合わせていくことになるが、判断が大きく異なることはない。労働審判委員会が考えていることと、申立人が考えていること、相手方が考えていることが異なることはあるが、3回かけて実情を聞いていくと、不満はあっても合意して解決することが多い。労働者が考えている自己評価と、経営者の労働者に対する評価が食い違っていると、なかなか合意するのが難しい。また、セクハラ、パワハラ的事案などでは、そもそもセクハラ、パワハラがあったかどうかの認定が難しい。また、解雇された後に復職させることが求められる事案では、3回で復職までの条件を整えて合意することは難しいことがある。

- 労働審判制度は、画期的な労使間の紛争解決制度と思うが、このほかにも、ワンユニオンとして解雇された人が組合と一緒に交渉するものや、行政手続によるもの、組合の団体交渉などもあるが、労働審判制度を利用して、3か月から6か月で紛争を解決するのがよいのか、労使関係の力の差を克服するために、ワンユニオンで交渉して地位を回復するのがよいのか、傾向としてはどちらが多いのか。
- ワンユニオン等裁判所外で行われている事案がどの程度あるかは把握していない。紛争解決の方法としては様々なものがあって、その中の1つとして、労働審判制度が設けられた。これまで、紛争解決のための制度としては通常訴訟があったが、通常訴訟ではある程度の時間を要する。また、個別労働紛争の場合は、退職や賃金の未払など、労働者の生活がかかってくるので、早く解決するための制度が必要となる。現行の制度としては仮処分があるが、仮処分は、あくまでも訴訟の前の仮の措置であるから、抜本的な解決にならない。また、他には調停があるが、調停も合意がないと解決できない。そこで、短い時間で抜本的な解決を図るために設けられたのが労働審判制度であるから、他の解決制度と併存しながら利用していただければよいと考えている。
- アベノミクスで経済が回復するのではないかという予感がある中で、今後、制度の利用が増えていくと感じているか。
- 予感については、正直言って分からない。バブルの崩壊から20年が経過しようとしているが、景気回復がどの程度進んでいるか確かなことは申し上げられないが、まだまだ肯定的な評価は少ないと思う。景気が減速するような、例えば、リーマンショックのようなこともあったが、これまでも、その都度、政府等の対応により、危機的な状況は脱していると思う。事件動向を見ても、必ずしも、リーマンショックがあって、すぐに解雇される人が増えて紛争が増加しているかということ、実際にはそれほど増加していない。昨年3月末に中小企業金融円滑化法が終了したため、その後紛争が増える可能性があるかと思ったが、様々な政策がとられているようでそれほど事件が増えているとは感じない。もっとも、労使間の問題は、全て裁判所に申立てがされているわけではないだろうから、今後、これらの事件が申し立てられると、事件が増えることもありうるであろう。裁判所としては、これに対応できるよう心づもりをしている。
- だんだん正規雇用が減ってきており、問題はいっぱいあると思っている。労働審判として申し立てられるべきものが申し立てられずに、労働組合が中に入って交渉して解決していることもあるだろう。また、労働局が斡旋していることもある。こ

の斡旋は、1回で終わり、無料であるため、利用が多い。ただ、そこでの解決が本当に良い解決となっているかは分からない。また、泣き寝入りの事案もあるだろう。だから、まだまだ事件としては増える可能性はあると思う。

- 配布されたパンフレット「ご存じですか？労働審判制度」について、申立人である労働者の顔が弱そうであり、相手方である使用者側の顔は偉そうである。同じ顔になるよう工夫がいるのではないかと思う。
- スムーズに復職するための工夫としてはどのようなものがあるか。
- 復職となると、使用者側の受入れのための対応が必要となることもあって、労働審判手続の中で復職に至る事案は少ない。復職の事案は、仮処分や通常訴訟の手続の中で、少し時間をかけながら解決を図ることが多いと感じている。使用者の職種、規模等があるので、復職するに当たってそのような面での支障がないというところでは、比較的復職することも難しくないと思う。なお、多くの場合問題となるのは、周囲が受け入れてくれるか、復職の際の条件が前と同じでよいかなどの点であり、その辺りを調整することが必要となってくる。
- 私も会社を経営する立場で、復職は本人にとっても大変だろうと思う。1回目で復職を主張してきた人が、復職はやっぱり難しいと考えて、2回目で損害賠償を求めたいとした場合、対応してもらえるのか。
- 2回目で、復職をあきらめ、解決金による解決について話し合いをすることはできる。通常訴訟であれば、例えば、解雇が不当かどうかを争う事案では、解雇が不当であれば復職だが、解雇が不当でなければ退職したままという判断しかできない。しかし、柔軟性を特色とする労働審判手続では、審判という裁判所の判断の中で、本来であれば不当な解雇であるが、復職させることなく解決金の支払で解決するということも可能である。その際には、審判の時までの賃金の支払分に加えて、復職をしない代わりに、将来支払を受けることができたはずの賃金分のうちいくらかを補償するという趣旨で多めに支払うという審判をすることが考えられる。
- 労働審判制度で解決に至らず訴訟になった場合、労働審判手続の中で出てきた事実や主張はどう扱われるのか。
- 労働審判に異議が申し立てられたときは、通常訴訟に移行することとなっているが、労働審判で行われた主張や証拠はその訴訟では当然には考慮されないこととなっており、新たに裁判の場で主張や証拠を出してもらうことになる。

(4) 今後の予定について

ア 日時

平成26年9月26日（金）午後1時30分

（奈良地方裁判所委員会と奈良家庭裁判所委員会の合同開催）

イ テーマ

「裁判員裁判の実施状況について」（地裁委員会）

「子どものいる夫婦の離婚調停について～面会交流を中心に～」（家裁委員会）

（以上）